

別紙5 消防高浜分署設計要領

「官庁施設の基本的性能基準（国土交通省）」を踏まえ、各項目について所定の性能を確保し、バランスの取れた合理的かつ機能的な施設設計を行うこと。特に規定のない場合は、公共住宅建設工事共通仕様書を参考にすること。

なお、本施設設計要領は消防高浜分署の最低限の水準を示したものであり、事業者による提案において、当該水準を上回る水準を確保し、かつ維持や保守管理運営コスト等の上昇が伴わない提案については、これを制限するものではない。

第1 基本的性能

分野	項目	概要
社会性	地域性	<ul style="list-style-type: none"> 施設が立地する地域の歴史や風土の特性を考慮し、地域社会への貢献について配慮したものとなること。
	景観性	<ul style="list-style-type: none"> 施設が立地する地域の歴史や風土の特性を考慮し、周辺環境との調和を図り、良好な景観が形成されること。
環境保全性	環境負荷低減性	<ul style="list-style-type: none"> 施設の長寿命化に配慮し、将来的な建替え、破棄も含めた総合的な環境負荷低減が図られること。 施設のライフサイクルにわたって発生する廃棄物が削減され、適正使用・適正処理が図られること。 人体への安全性、環境への影響及び資源循環に配慮したエコマテリアルの建設資機材が選定されること。 施設が消費するエネルギーを抑制し、自然エネルギーや資源の有効利用が図られ、総合的に環境負荷が低減されること。 断熱性能が高く省エネルギー化が庁舎全体で図られていること。
	周辺環境保全性	<ul style="list-style-type: none"> 施設建設に伴う周辺地域の生態系へ及ぼす負の影響が低減されること。 施設建設に伴う周辺環境へ及ぼす負の影響が低減されること。
安全性	安全性	<ul style="list-style-type: none"> 施設の地震災害、液状化及び二次災害に対して、構造体、建築非構造部材、建築設備等の安全性及び消防庁舎機能が確保されること。 火災に対して、人命、財産・情報における耐火、初期火災の拡大防止（防火区画）及び火災時の2方向避難の安全が確保されること。 水害に対して、人命の安全性の確保に加え、災害対策活動等に必要な機能の維持や財産、情報の損傷等の防止が図られること。 風に対して、人命の安全に加え、構造体、建築非構造部材及び建築設備等の施設の機能確保が図られること。 落雷に対して、人命の安全に加え、施設及び通信・情報機器の機能の確保が図られること。 常時荷重により構造体に使用上の支障が生じないこと。
	機能維持性	<ul style="list-style-type: none"> 地震以外の要因によりライフラインが途絶した場合でも、必要な機能維持が図られること。
	防犯性	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの侵入防止や犯罪等の発生防止が図られ、用途に応じた職員等利用者のプライバシー、セキュリティが確保されること。

		<ul style="list-style-type: none"> ・職員の全員出動時（無人）においてセキュリティが保たれ、かつ非常召集された職員が、個別に庁舎に入館することが可能であること。
利便性	利便性	<ul style="list-style-type: none"> ・目的や利用状況等に応じた移動空間及び搬送設備が確保され、移動等が円滑かつ安全に行えること。 ・可動部や操作部の安全性が確保されること。
	ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての利用者ができる限り円滑かつ快適に施設を利用できること。
	室内環境性	<ul style="list-style-type: none"> ・用途に応じた各種騒音への対策や遮音性など必要となる音環境が確保されること。 ・用途に応じた照度の確保や照明制御、自然採光など必要となる光環境が確保されること。 ・用途に応じた温湿度の設定や空調ゾーニングなど必要となる熱環境が確保されること。 ・用途に応じた換気や空気清浄度の確保など必要となる空気環境を確保できること。 ・利用者の健康等に悪影響を与えない衛生環境が確保されること。 ・人の動きや設備、交通、風による振動により不快感を与えることのないよう性能が確保されること。
	情報化対応性	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁舎としての必要な通信や情報システムに対応し、万全な情報処理機能が確保されること。
経済性	耐用性	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサイクルコストの最適化を図りつつ、適切な修繕、更新等を前提に、機能の合理的な耐久性が確保されること。 ・社会的状況の変化等による施設の用途、機能等の変更に柔軟に対応できるフレキシビリティを確保すること。
	保全性	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃や点検保守等に維持管理が効率的かつ安全に行えること ・材料や機器等の更新が経済的かつ容易に行えること。

第2 各室要求水準

ア 主要諸室の機能

各室平面は、極力正形とすることが望ましい。

室名・面積(m ²)	所要機能
執務室 72 m ² 【1 F】	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の執務室及び来庁者の対応を行う部屋として利用する。 ・8人体制×2系の合計16人が勤務する。 ・(内訳(現在員))1係8人, 2係8人 合計勤務者 16人 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床はOAフロアとする。 ・執務室は1階とする。 ・来庁者スペースを設け、執務室との間にカウンター(受付)を設ける。 ・机の配置は、効率的で明解なレイアウトとする。 ・6人用打ち合わせコーナーを1カ所設ける。 ・壁面等には適宜キャビネットを設置する。 ・執務室内の事務机は、両袖に可動式ワゴンを収納可能なものとする。 ・5人程度の応接セットを設置する。 ・デジタル複合機を設置するスペースを設ける。 ・消防指令システムのモニタ用ディスプレイを設置する。 ・受令機を設置するスペースを設ける。 ・消防救急支援システムを設置するスペースを設ける。 ・高層地区中央監視設備ディスプレイモニタを移設し、設置する。 ・執務室から来庁者と出動車両の出入りが監視でき、来庁者の対応が可能なこととし、受付を兼用する。 ・給湯コーナーを設ける(ミニキッチン、食器棚)を設ける。 ・冷蔵庫を設置するスペースを設ける。
研修室 30 m ² 【1 F】	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種研修に利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修室は1階とする。 ・床はOAフロアとすることが望ましい。 ・20人程度の会議机及び椅子を設置する。 ・電話設備及び庁内LAN等の情報設備を設ける。 ・利用形態に対応したAV装置(プロジェクター、音響装置、ブルーレイ、DVD等)及び調光システムを設置すること。
書庫 11 m ² 程度【1 F】	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存簿冊を長期保管する部屋として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書庫は1階とする。 ・ハンドル式集密書棚を設置する。
車庫 235 m ² 【1 F】 (W16m、L14m 以上とする。)	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配備予定車両(緊急車両4台・一般車両1台)を駐車する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の迅速な出動に配慮した計画とする。 ・車両への乗り込みが迅速に行えるように適切な間隔で車両を駐車できる計画とする。車両間は、ドアの開閉に支障の

	<p>ない間隔とし、車両と壁、柱などの間隔は作業等に支障のない間隔を確保する。また、天井高は車両の上部（概ね車両高にプラス 1.5m）での作業に支障のない高さを確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急車後部は、ストレッチャーの出し入れに支障のないものとする。 ・車両の排気ガス対策として、排気ガス浄化・排出システム（緊急車両 4 台分）を設ける。なお、将来の車両の大型化等、配置換えに対応できる計画とする。排ガスを屋外に排出するダクトについては将来容易に交換できるようにする。 ・床は、滑りにくい仕上げとする。また、消防車両の荷重に耐える仕上げとする。 ・適宜水勾配をとり、車庫内に排水溝を設ける。 ・地震に対応するオーバースライディングシャッターを設ける。シャッターは、透過性のある仕上げ（半透明）として外から車両を視認できるものとする。 ・車庫監視するため防犯センサーを設ける。 ・給湯栓及び流し台を設ける。 ・消防車及び救急車の充電用ケーブルを接続できる電源コンセントを各車レーンの左右に 2 か所以上設ける。また天井からの吊り下げタイプ（リール巻取り式）のコンセントを各車両分設ける。 ・天井高による余剰スペースを収納等に活用することは差支えないが、収納物が地震等で落下しない構造とする。 ・一般車両等は消防車両の後部に縦列配置としても差し支えない。 ・車庫前を照らす大型ライトを設ける。 ・車庫前で訓練や行事、朝礼等で使う放送設備（マイク、スピーカー等）を設ける。 ・庁舎保護のため、各車両のシャッター出入口付近に柱、壁等の保護ポールを設ける。 ・車両が寄りつける位置に土のう置きスペースを設ける。雨風にさらされないようにする。倉庫の一部に設置することも可とする。
<p>出動準備室 38 m² 【1 F】</p>	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害出動時に防火衣等を着装する部屋として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車庫に隣接させ、執務室からの動線だけでなく、2階仮眠室からの階段及び廊下からの動線を確保する。 ・指令端末装置及び地図等を確認するテーブルを設ける。 ・携帯用無線機を充電し設置できる棚を設ける。 ・2名用回転式防火衣収納ロッカー10台を設置する。 ・各ロッカーの前に 1.5m程度（対面する場合は 2.5m程度）の着装スペースを設ける。 ・防火衣用アイスパックを入れる冷蔵庫を設置するスペースを設ける。
<p>資機材庫 50 m² 【1 F】</p>	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防活動用及び車両用の資機材の保管場所として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材庫は 1 階とする。 ・車庫から直接出入りできる動線を確保する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・車両への資機材の出し入れに配慮した位置に設ける。 ・ホース収納棚、タイヤ棚及び資機材棚を設ける。 ・棚間の通路は、1.3m程度確保する。 ・1室として計画することが望ましいが、計画上分割して設置することは可とする。
救急資機材庫 10 m ² 【1 F】	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急活動用資機材を保管する部屋として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急資機材庫は1階とする。 ・車庫から直接出入りできる動線を確保する。 ・救急車への資機材の出し入れに配慮した位置に設ける。 ・収納棚を設ける。 ・棚間の通路は、1 m程度確保する。
救急消毒室 20 m ² 【1 F】	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急活動で汚染された衣類及びストレッチャー等の資機材の洗浄を行う部屋として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急消毒室は1階とする。 ・車庫から直接出入りできる動線を確保する。 ・救急車のストレッチャーを出し入れしやすい位置に設ける。 ・車庫側出入口に足入れセンサー付き自動スライドドアを設ける。 ・洗濯機1台を設置するスペースを設ける。(給水、排水設備) ・殺菌灯を設ける。 ・床は容易に水で流せる仕上げとし、中央に排水溝を設ける。 ・シャワー水栓を設け、汚染された資機材を洗い流すことができるスペース(内寸W2000×D850)を設ける。 ・自動手指消毒器、滅菌エアタオル、自動手指洗浄消毒器、自動うがい器、汚物流し(自動水栓付き)、洗濯流し、台付二槽シンク、食器乾燥器及び点滴処置台を設ける。 ・手洗い場の水栓金具はセンサー式とする。 ・オゾン水発生装置を組込、オゾン水専用の蛇口を2箇所以上設ける。
防火衣洗濯乾燥室 10 m ² 【1 F】	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火衣の洗濯及び乾燥をする部屋として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階車庫と隣接する。 ・防火衣専用の洗濯機及び乾燥機を設置する。 ・防火衣専用の洗濯機及び乾燥機の電源のための、200V配管を設ける。 ・給水設備及び排水設備を設ける。
高圧ガス充填室・ボンベ保管庫 10 m ² 程度【1 F】	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空気呼吸器用ボンベに圧縮空気を充填する部屋として利用する。 ・ボンベ保管庫として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気設備を設ける。 ・空気の充填設備を設置する。 ・ボンベ収納棚を設ける。 ・給水設備及び排水設備を設ける。
水難救助用ボート庫	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水難救助用のボートを保管できるスペース。

40 m ² 【1 F】	<p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1階車庫に隣接する。 ・ 水難救助用のボートを保管できるスペースとして、幅 4.5 m、奥行 8.5m以上を確保する。
<p>自家発電設備用 燃料タンク送油 ポンプ室</p> <p>6m² 【1 F】</p>	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家発電設備の燃料を送るポンプ室とする。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家発電設備用燃料タンク送油ポンプ室に浸水しても送油ポンプが支障なく可動できる装置を設ける。
<p>便所</p> <p>【1 F】</p>	<p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男女別に設置し、人員規模に応じた数とする。 ・ 最低男子便所には大2小2、女子便所には大1を設置する。 ・ 大便器は洋風便器とし、ウオシュレット付とする。 ・ 手洗い、鏡、手すり等を設置する。 ・ 多目的トイレ（オストメイト・ベビーシート等設置）を設ける。 ・ 臭気や、尿石つまりの対策をとる。
<p>男性職員用仮 眠室</p> <p>30 m²×2 室</p> <p>【2 F】</p>	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性職員の仮眠室として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男性職員用仮眠室は2階とする。 ・ 各部屋ごとの遮音性を確保すること。 ・ 1室には4部屋と通路により構成する。 ・ 各部屋にベッドを設ける。 ・ 各部屋に冷暖房設備を設置する。 ・ 各部屋に衣服掛け2ヶ所及びアーム式照明を設ける。 ・ 窓には遮光カーテンを設ける。 ・ 各室、各部屋及び通路に、センサー式のダウンライトを設ける。 ・ 仮眠室の換気設備は24時間換気とするが、就寝環境へ配慮し、作動音等の静穏なものを利用する。 ・ 各部屋に電話設備（インターホン含む）を設ける。 ・ 各部屋、室ごとに指令放送ができるようにする。 ・ 各部屋、室のスイッチ類関係はできるだけ一箇所にまとめる。
<p>女性職員用仮 眠室等</p> <p>26 m² 【2 F】</p>	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防署女性職員の仮眠室及び更衣室、浴室、洗面、トイレとして利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性職員用仮眠室は2階とする。 ・ 2人分の更衣ロッカーを設ける。 ・ ベッドを設ける。 ・ 窓には遮光カーテンを設ける。 ・ 洗面化粧台を設ける。 ・ 浴室・脱衣室（脱衣室には脱衣棚を設置） ・ トイレを設ける。 ・ 洗濯機を設置するスペースを設ける。 ・ 出入口は施錠可能とする。 ・ 仮眠室の換気設備は24時間換気とするが、就寝環境へ配慮し、作動音等の静穏なものを利用する。
<p>職員用個人物 品保管庫</p>	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の個人物品保管庫として利用する。

30 m ² 【2 F】	<p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員用個人物品保管庫は2階とする。 ・男性職員用仮眠室に隣接する。 ・中量棚を設ける。 ・棚間の通路は、1.3m程度確保する。 ・将来用途を仮眠室として変更することを考慮し、電話設備、放送設備、冷暖房設備等必要な設備を増設できようにする。
洗面所 8 m ² 程度 【2 F】	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防署職員の洗面室として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗面所は2階とする。 ・一度に3人程度が利用可能な計画とする。 ・洗面用具等を収納する棚を設ける。
食堂 68 m ² 【2 F】	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の食堂及び休憩室として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂は2階とする。 ・一度に10人程度が利用可能な計画とする。 ・個人物品を収納できる棚を設ける。 ・厨房設備（コンロ、流し台、調理台、吊戸棚）を設ける。 ・建具等により区画できる畳敷き（10畳程度）の休憩スペースを設け、災害時に一度に8人程度仮眠できる臨時仮眠室として利用できるようにする。 ・押入れを設ける。 ・食器棚、家電用収納棚を設置する。 ・冷蔵庫を設置するスペースを設ける。 ・手洗い設備及びうがい器を設ける。 ・電話設備及び庁内LAN等の情報設備を設ける。
便所（男性用） 【2 F】	<p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便所には大1小1を設置する。 ・大便器は洋風便器とし、ウォシュレット付とする。 ・手洗い、鏡、手すり等を設置する。
浴室・脱衣室 （男性用） 20 m ² 程度 【2 F 又は3 F】	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の浴室として利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浴室・脱衣室（男性用）は2階又は3階とする。 ・最低2人は同時に利用できることとする。 ・浴槽及び洗い場を設け、洗い場にはシャワーを設ける。 ・脱衣室、脱衣棚（4人分）を設ける。 ・個人物品を収納する棚を設置する。
ロッカールーム 32 m ² 【2 F 又は 3 F】	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防署職員のロッカーとして利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロッカールームは2階又は3階とする。 ・16人分ロッカーを設置する。 ・蓋付下足箱を設ける。
トレーニングルーム 35 m ² 程度 【2 F 又は3 F】	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のトレーニングルームとして利用する。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トレーニングルームは2階又は3階とする。 ・トレーニング機器に必要な電源コンセントを設ける。 ・トレーニング機材の荷重に耐える仕上げとする。

<p>洗濯室 10 m²【2 F 又は 3 F】</p>	<p>【用途】 ・活動服等の洗濯及び乾燥をする部屋として利用する。</p> <p>【機能】 ・洗濯室は2階又は3階とする。 ・衣類用の洗濯機2台及び乾燥機2台を設置するスペースを設ける。 ・衣類や物品等を収納する棚を設ける。 ・別途洗濯干場を設け、周囲から見えないようにする。</p>
<p>屋内訓練施設 100 m²【3 F】</p>	<p>【用途】 ・職員の屋内訓練スペースとして利用する。</p> <p>【機能】 ・濃煙のため視界が悪く閉鎖された空間（マンション・小店舗）での屋内消火訓練及び救出訓練を想定した施設とする。 ・屋内訓練施設内で大量に放水するため、床等の防水及び防カビについては十分配慮し対策をとる。 ・放水された水は訓練用水槽に帰る仕組みとする。 ・施設内のコンセント，照明についても防水仕様とする。床はすべりにくいものとする。 ・焼きした現場の暗闇を再現するため，居室部分と廊下の扉・天井・壁・床・間仕切り等全てを黒一色で塗装する。 ・居室部分は可動間仕切りとし，多様に区画を変更（1DKから3DK，店舗等）し実践的な訓練を実施できるものとする。 ・窓は全て光を通さない雨戸（アルミパネル）とする。 ・スモークマシン（ポータブル）を備え，アルミ製の箱に入れるものとする。 ・ベランダにはしご車がよりつき，救出訓練ができるスペースを設ける。 ・連結送水管を備える。（送水口付近は車両が部署し，送水できるスペースを設ける） ・放水口は訓練施設廊下及び屋上に設ける。 ・燃焼音，爆発音，雑音を訓練中に発生させることができるよう防水対応音響設備を備える。 ・訓練室玄関扉については「鉄板はめこみ式」とし，はめ込まれた鉄板はエンジンカッター等で切断が可能であるものとし，はめ込まれた鉄板は取替えできるものとする。チェーンロック，U字ロックを備え，取替えできるものとする。 ・開口部等に降下訓練等に使うアンカー（引っ張り強度5トン以上）を設ける。 ・廊下にホワイトボードを設ける。</p>
<p>事務用品倉庫 5 m²程度 【階を指定しない】</p>	<p>【用途】 ・事務用品等を保管する部屋として利用する。</p> <p>【機能】 ・中量棚を設置する。 ・棚間の通路は、1 m程度確保する。 ・階段室下等を利用して設置することも可とする。</p>

階段・廊下	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び来庁者が通る階段、廊下、訓練施設とする。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・階段については2ヶ所設置すること。屋内に1ヶ所、屋外に1ヶ所とし、屋外階段は訓練施設併設とする。 ・職員の緊急出動の動線と、来庁者の動線を区別し、事故防止に配慮する。 ・緊急出動時に出動しやすい構造とする。 ・出動動線の階段及び廊下は、滑りにくい仕上げとする。 ・来庁者の目に付きやすい位置に掲示板（マグネット式）を設ける。 ・仮眠室前の廊下には、個人物品収納棚を設けることが望ましい。 ・庁舎内に自動販売機を設置するスペース及び設備を設ける。
バルコニー	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎のバルコニーとする。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バルコニー部分に消防活動ハッチを設ける。 ・バルコニーは進入訓練を行うため三連梯子等を架梯できるようコーナーガード等の保護材を設ける。
玄関・玄関ホール	<p>【用途】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員及び来庁者の玄関、玄関ホールとする。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎入口付近に施設名・消防紋章を設ける。 ・庁舎案内板等を設け、庁舎の玄関として相応しい空間とする。 ・インフォメーションボードを設ける。 ・テンキーロック式錠を設ける。
その他 (窓関連)	<p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部に面する窓には、室の用途に応じてカーテン、カーテンボックス又はブラインド、ブラインドボックスを設置する。

イ 外構等の機能

(ア) 消防関連スペース・特殊施設等

施設名	要求水準
車両転回スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・車両が入庫するためのスペースは、施設計画に記載のとおりとする。 ・車両の荷重に耐える舗装とする。 ・適宜水勾配をとり、排水溝を設ける。
自家発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の搬出入やメンテナンス等に配慮した計画とし、屋上に設置する。また、制御盤についても屋上に設ける。 ・防音や振動に特に配慮する。 ・情報通信システムについては、停電時も常に稼働するものとする。 ・照明系統については、停電時に最低1/2程度の照度を確保する。
自家発電設備用燃料タンク	<ul style="list-style-type: none"> ・地下タンクとし、危険物施設と同等の安全基準を遵守する。 ・自家発電設備の燃料を貯蔵するタンクとして、自家発電設備が連続して72時間以上稼働できる容量を確保する。 ・地下タンクへの燃料補給が容易にできるよう配慮する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・貯蔵及び取扱量は、危険物指定数量以下とする。 ・自家発電設備が安定確実に作動できるよう、貯蔵燃料の循環も含め維持管理に配慮した設備とする。
車両出動表示灯	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急出動時の事故防止のための注意喚起設備として設置し、前面道路から確認できる大型の車両出動表示灯及び赤色灯を設ける。 ・上下線どちらの車両に対しても事故防止が図られる計画とする。 ・執務室、出動準備室から遠隔で操作できるものとし、タイマー設定機能があるものとする。
訓練スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・車両転回スペースと兼ねることができる。 ・ホースリフター（ホイスト）を設置する。
喫煙スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・風雨をしのげる箇所に設置する。
玄関周辺スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・インターホン等を設置する。 ・職員の緊急出動時に施設が無人になった際に、来庁舎が本部へ連絡できる通話装置を設ける。
屋上スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練スペースとして使用するため、放水ができるように連結送水管放水口を設けること。 ・屋上の防水には特に配慮すること。 ・近隣に放水が飛散しないよう配慮すること。 ・アンカー（引っ張り強度5トン以上）を各箇所に設ける。架台にH鋼を載せたアンカーを設ける。 ・屋上からの降下訓練ができるように各箇所にコーナーガード等の保護材を設ける。 ・近隣住民に災害を伝達するため、サイレンを設ける
屋外訓練施設	<ul style="list-style-type: none"> ・高所進入、高所救助等の訓練を実施できる施設とする。 ・仕様は全国消防救助技術大会の規定に準じた引揚救助訓練ができる施設とすることが望ましい。 ・地上訓練スペースについては車両転回スペース等と兼ねてもよい。 ・庁舎屋外階段及びホースリフターと兼ねる施設でも可とする。 ・各箇所に防水仕様のコンセントを設ける。 ・各箇所に訓練用アンカー（引っ張り強度5トン以上）を設ける。 ・各箇所に照明を設ける。 ・検索支持点、地中支持点を設ける。
訓練用水槽	<ul style="list-style-type: none"> ・40t程度の訓練用水槽を設ける。 ・建物下に設置することも可とする。ただしその場合はメンテナンス等が可能とすること。 ・この訓練用水槽とは別に高浜事業用地に整備する予定の防火水槽を高浜分署内敷地に設けてもよい。 ・訓練施設で使用した水や雨水がフィルターを通りゴミ等を取り除き水槽内に戻り、再度使用できるようにする。 ・フィルターについては容易にメンテナンスができること。 ・採水口は消防車両が部署でき、訓練に支障のない場所に設置する。
訓練用連結送水管	<ul style="list-style-type: none"> ・連結送水管を設ける。 ・送水口は消防車両が部署でき、訓練に支障のない場所に設置する。 ・放水口は屋内訓練施設廊下、屋上に設置する。

訓練用消火栓	<ul style="list-style-type: none"> ・高浜分署敷地内に訓練用消火栓配管を設け、配管内の水は訓練用水槽の水を使用する。 ・配管への送水用動力ポンプを設置すること。 ・消火栓採水口については高浜分署敷地内に1箇所設ける。
--------	--

(イ) 駐車場・駐輪場・ごみ置場等

施設名	要求水準
来庁者用駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の利用しやすい位置に、普通乗用車2台程度（身体障害者用駐車場を含む）を白線で明示する。 ・はしご車が点検及び訓練できるスペースを含めてよい。 ・道路からの進入路は、緊急車両と区別する。
来庁者用駐輪場	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の利用しやすい位置に、来庁者用の駐輪場を設ける。 ・自転車が10台程度駐輪できる屋根付とする。
職員用駐輪場（来庁者用駐輪場を含めてよい）	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の利用しやすい位置に設ける。 ・自転車及びバイクが10台程度駐輪できる屋根付とする。
ごみ置場・リサイクル庫	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やすごみ、カン、ビン、ペットボトル、生ごみ及び不燃ごみ等を区分して置くための物置タイプのごみ置場を設ける。 ・職員及びゴミ回収車が利用しやすい位置に設ける。 ・職員以外（周辺住民など）がごみを捨てることのないよう工夫する。 ・詳細は、市市民生活部収集事業課と協議の上、定めること。

(ウ) 掲示板・案内板等

施設名	要求水準
掲示板	<ul style="list-style-type: none"> ・防火ポスター等の掲示を可能なものとし、人目につきやすい位置に設ける。 ・掲示部分は、縦1.0m、横3.0m程度とする。
施設案内看板等	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁者の入口付近に施設名等を表示した看板及び消防署徽章等を設ける。 ・一般車両進入禁止部分に看板等を設ける。 ・来庁者駐車場に看板等を設ける。
国旗掲揚ポール	<ul style="list-style-type: none"> ・国旗掲揚のためのポール（7m程度）を2基設ける。 ・屋上に設置することも可とする。

(エ) その他外構施設

施設名	要求水準
囲障・植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界線部分には、地先境界ブロック等を設置し、植栽による柔らかな囲障を形成する。 ・敷地の出入口部分は、門扉等は設けずオープンとする。 ・緑化率等の基準に基づく計画とし、緊急車両の出動時の視認性や訓練等に影響を与えないよう配慮する。 ・植栽は、樹木等の成長に支障がないよう配慮するとともに、維持管理等を考慮した樹種の選定を行う。
舗装	<ul style="list-style-type: none"> ・構内通路や建物周囲など、設置場所に応じた機能を有する舗装とする。 ・車両の荷重に耐える舗装とする。